

平成 29 年 3 月 31 日

JNA 及び JNE 主催のネイリスト技能検定試験に合格された方で、
「JNEC 合格証書」に書き換え（再発行）をされた方へ重要なお知らせ

公益財団法人日本ネイリスト検定試験センター
事務局

平素は弊試験センターの事業運営に際し、ご理解、ご協力をいただきまして誠に有難うございます。

さて、1997 年から始まった「ネイリスト技能検定試験」ですが、当初、日本ネイリスト協会（以下 JNA）が主催し、2008 年より一般財団法人日本ネイリスト検定試験センター（以下 JNE）へ主催団体が移行されました。そして、2012 年 7 月より、JNE が内閣総理大臣の認定を得て現在の公益財団法人日本ネイリスト検定試験センター（以下 JNEC）となり、この試験を主催しております。

この度、弊試験センターの管轄機関である内閣府より、JNEC が行う合格証書の書き換え（再発行）について「公益認定を得る前の団体（JNA や JNE）が主催していた検定試験の合格者は、あくまでも JNA や JNE の合格者であり、JNEC の合格者ではない。それを明確に区別しなければならない」との指導を受けました。

これは、弊試験センターが内閣総理大臣の認定を受けた公益財団法人であるため、公益性・公平性の観点から認定を得る前の団体（JNA や JNE）が主催する検定試験に合格した方々のみに特別な有益性をもたらすことは法律上認められないという趣旨になります。

このため、弊試験センターでは法令遵守の観点から、過去に JNA および JNE が主催するネイリスト技能検定試験に合格された方のなかで、JNEC 主催の試験を受験せずに合格証書のみの書き換え（再発行）をされた方々を対象に、その合格証書の有効性を確立するため、「再試験」を無料で実施することに致しました。

JNEC の合格証書に書き換え（再発行）をされた該当の方には、別途、「再試験」に関するご案内をお送り致します。「再試験」に合格することで、今お持ちの JNEC 合格証書は有効になります。受験いただけない場合は、JNEC の合格証書は無効となりますので、予めご注意ください。

合格証書の書き換え（再発行）をされた皆様には多大なご迷惑とお手数をお掛け致しますが、上記ご理解いただき、再試験を受験いただきますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

公益財団法人日本ネイリスト検定試験センター事務局
東京都千代田区永田町 2-14-3 赤坂東急ビル 7F